

令和2年11月30日 総務文教委員会

総務部総務課

## 議案説明資料

- 1 議案第66号 田川市職員の給与に関する条例等の一部改正について ……P 1
  
- 2 議案第67号 田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部改正について ……P 20

議案第66号 田川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 改正理由

令和2年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定状況等を勘案し、本市職員の給与に係る改定等の改正を行うもの

2 改正の主な内容

(1) 一般職の期末・勤勉手当

国の一般職に準じ、期末手当の支給月数を0.05月引き下げる。

(4.50月分→4.45月分)

年度	手当区分	6月期	12月期	計
令和2年度	期末手当	1.30月(支給済み)	1.25月(現行1.30月)	2.55月
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)	1.90月
計		2.25月	2.20月	4.45月
令和3年度以降	期末手当	1.275月	1.275月	2.55月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
計		2.225月	2.225月	4.45月

(2) 特別職(市長、副市長、教育長及び病院事業管理者)の期末手当

国の特別職に準じ、期末手当の支給月数を0.05月引き下げる。

(3.35月分→3.30月分)

年度	手当区分	6月期	12月期	計
令和2年度	期末手当	1.675月(支給済み)	1.625月(現行1.675月)	3.30月
令和3年度以降	期末手当	1.650月	1.650月	3.30月

3 施行日

公布の日から施行する。ただし、令和3年度における期末手当の支給月数の改定は、令和3年4月1日から施行する。

4 改正を要する条例

- (1) 田川市職員の給与に関する条例
- (2) 田川市特別職の職員の給与に関する条例
- (3) 田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (4) 田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- (5) 田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
- (6) 田川市立病院事業管理者の給与等に関する条例
- (7) 田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

5 新旧対照表 別紙(P2~P19)

○田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）新旧対照表（第1条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第11条の4まで（略） （単身赴任手当）</p> <p>第11条の5 <u>勤務場所</u>を異にする異動又は<u>勤務場所</u>の移転（以下「異動等」という。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後の<u>勤務場所</u>に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から<u>勤務場所</u>に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 給料表の適用を受けない職員、国家公務員又は他の地方公共団体の職員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の<u>勤務場所</u>に</p>	<p>第1条から第11条の4まで（略） （単身赴任手当）</p> <p>第11条の5 <u>勤務箇所</u>を異にする異動又は<u>勤務箇所</u>の移転（以下「異動等」という。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後の<u>勤務箇所</u>に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から<u>勤務箇所</u>に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 給料表の適用を受けない職員、国家公務員又は他の地方公共団体の職員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の<u>勤務箇所</u>に</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 （略）</p> <p>第12条から第16条の2まで （略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日（次条及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た</p>	<p>通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 （略）</p> <p>第12条から第16条の2まで （略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日（次条及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは<u>法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</u></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>額とする。</p> <p>(1)から(4)まで（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額との合計額とする。</p> <p>5及び6（略）</p> <p>第17条の2及び第17条の3（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p>	<p>額とする。</p> <p>(1)から(4)まで（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等）にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5及び6（略）</p> <p>第17条の2及び第17条の3（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に市長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、同</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>第17条の5及び第18条 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>7 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により別に市長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。</p>	<p>様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>第17条の5及び第18条 (略)</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2から6まで (略)</p> <p>7 第2項又は第3項に規定する職員が当該各項に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは失職したときは、同項の規定により別に市長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>8（略） （再任用職員についての適用除外） 第20条 第10条、第11条、第11条の3及び第11条の5の規定は、再任用職員には適用しない。 <u>（給与等の調整）</u> 第21条 <u>任命権者は、任用の事情等を考慮して規則で定める職員の給与に関する事項について、この条例の規定によることが困難であると認める場合には、予算の範囲内において、市長と協議して定めることができる。</u> 第22条（略） 附則 1から4まで（略） 別表第1から別表第4まで（略）</p>	<p>8（略） （再任用職員についての適用除外） 第20条 第10条、第11条、<u>第11条の2</u>、第11条の3及び第11条の5の規定は、再任用職員には適用しない。 第21条（略） 附則 1から4まで（略） 別表第1から別表第4まで（略）</p>

○田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）新旧対照表（第2条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第16条の2まで（略） （期末手当）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで（略）</p> <p>3から6まで（略）</p> <p>第17条の2から第17条の5まで（略） （勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから<u>毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（土曜日に当たたる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たたる日を除く。）の日数の合計に7時間45分（再任用短時間勤務職員にあっては、7時間45分に算出率を乗じて得た時間）を</u></p>	<p>第1条から第16条の2まで（略） （期末手当）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで（略）</p> <p>3から6まで（略）</p> <p>第17条の2から第17条の5まで（略） （勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。</p>



新（改正案）	旧（現行）
<p>乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。</p> <p>第19条から第21条まで（略）</p> <p>附 則</p> <p>1から4まで（略）</p> <p>別表第1から別表第4まで（略）</p>	<p>第19条から第21条まで（略）</p> <p>附 則</p> <p>1から4まで（略）</p> <p>別表第1から別表第4まで（略）</p>

○田川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第4号）新旧対照表（第3条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員の給与について定めるものとする。</p> <p>(1)から(3)まで（略）</p> <p>第2条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 第3条の期末手当の額の算出については、<u>田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）第17条第2項の規定を準用する。</u>この場合において、同項中「<u>期末手当基礎額</u>」とあるのは「<u>市長等が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、<u>市長等の給与の支給については、一般職の職員の例による。</u></p> <p>附 則（略）</p>	<p><u>（目的）</u></p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員の給与について定めることを目的とする。</p> <p>(1)から(3)まで（略）</p> <p>第2条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、<u>市長等の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）の規定の例による。</u>この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>期末手当基礎額</u>」とあるのは「<u>市長等が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>附 則（略）</p>

○田川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第4号）新旧対照表（第4条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 第3条の期末手当の額の算出については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）第17条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「市長等が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「100分の130」とあるのは「<u>100分の165</u>」を読み替えるものとする。</p> <p>第6条（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 第3条の期末手当の額の算出については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）第17条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「市長等が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」を読み替えるものとする。</p> <p>第6条（略）</p> <p>附 則（略）</p>

○田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和52年条例第14号）新旧対照表（第5条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条及び第2条（略） （給与の種類）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、<u>単身赴任手当</u>、特殊勤務手当、<u>時間外勤務手当</u>、<u>宿日直手当</u>、<u>夜間勤務手当</u>、<u>休日勤務手当</u>、<u>期末手当</u>、<u>休日勤務手当</u>、<u>勤勉手当</u>、<u>災害派遣手当</u>、<u>武力攻撃災害等派遣手当</u>、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>及び<u>退職手当</u>とする。</p> <p>第4条から第7条まで（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p>第1条及び第2条（略） （給与の種類）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、<u>時間外勤務手当</u>、<u>宿日直手当</u>、<u>夜間勤務手当</u>、<u>休日勤務手当</u>、<u>期末手当</u>、<u>勤勉手当</u>及び<u>退職手当</u>とする。</p> <p>第4条から第7条まで（略）</p> <p>附 則（略）</p>

○田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第24号）新旧対照表（第6条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第8条まで（略） （給与条例の適用に関する読替え）</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号。以下「給与条例」という。）第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>2（略） （給与に関する条例の適用除外）</p> <p>第10条 給与条例第3条、第5条から第5条の3まで、第9条の2から第11条まで、第11条の3、第11条の5から第16条の2まで及び第17条の4の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 給与条例第3条、第5条及び第11条の5の規定は、一般任期付職員等には適用しない。</p> <p>3 給与条例第3条、第5条、第10条、第11条、第11条の3及び第11条の5の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>第11条（略） 附則（略）</p>	<p>第1条から第8条まで（略） （給与条例の適用に関する読替え）</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号。以下「給与条例」という。）第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>2（略） （給与に関する条例の適用除外）</p> <p>第10条 給与条例第3条、第5条から第5条の3まで、第9条の2から第11条の3まで、第11条の5から第16条の2まで及び第17条の4の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 給与条例第3条、第5条、第11条の2及び第11条の5の規定は、一般任期付職員等には適用しない。</p> <p>3 給与条例第3条、第5条、第10条から第11条の3まで及び第11条の5の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>第11条（略） 附則（略）</p>

○田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第24号）新旧対照表（第7条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第8条まで（略） （給与条例の適用に関する読替え）</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号。以下「給与条例」という。）第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>2（略）</p> <p>第10条及び第11条（略）</p> <p>附則（略）</p>	<p>第1条から第8条まで（略） （給与条例の適用に関する読替え）</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号。以下「給与条例」という。）第17条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>2（略）</p> <p>第10条及び第11条（略）</p> <p>附則（略）</p>

○田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年条例第17号）新旧対照表（第8条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第17条まで（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>1及び2（略）</p> <p><u>（令和2年12月に支給する期末手当に関する特例）</u></p> <p>3 <u>令和2年12月に支給する期末手当について第13条第2項の規定に基づき給与条例第17条第2項に規定する方法により算定する場合は、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。</u></p>	<p>第1条から第17条まで（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>1及び2（略）</p>

○田川市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成22年条例第22号）新旧対照表（第9条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）の規定の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>第6条及び第7条（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）の規定の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>第6条及び第7条（略）</p> <p>附 則（略）</p>



○田川市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成22年条例第22号）新旧対照表（第10条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）の規定の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>第6条及び第7条（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）の規定の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>第6条及び第7条（略）</p> <p>附 則（略）</p>

○田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年条例第23号）新旧対照表（第11条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第8条まで（略） （単身赴任手当）</p> <p>第8条の2 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転（以下「異動等」という。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 給料表の適用を受けない職員、国家公務員又は他の地方公共団体の職員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務場所</p>	<p>第1条から第8条まで（略） （単身赴任手当）</p> <p>第8条の2 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転（以下「異動等」という。）に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者との別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後の勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 給料表の適用を受けない職員、国家公務員又は他の地方公共団体の職員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務箇所</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>に通勤することが通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規程で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規程で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4（略）</p> <p>第9条（略）</p> <p>（時間外勤務手当）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>管理者が定めるところにより</u>、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、<u>割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して時間外勤務手当を支給する。</u></p> <p>第11条から第18条まで（略）</p> <p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第19条 地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された</p>	<p>に通勤することが通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規程で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規程で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4（略）</p> <p>第9条（略）</p> <p>（時間外勤務手当）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>田川市病院局職員就業規程（平成22年病院事業管理規程第6号）の規定に基づき</u>、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、<u>割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して時間外勤務手当を支給する。</u></p> <p>第11条から第18条まで（略）</p> <p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第19条 地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>職員の給与の額、給与の減額及び休職者の給与については、職員及び田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年条例第17号）の適用となる職員との権衡を考慮して管理者が別に定める。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第20条 第5条、第7条、第8条の2及び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 第4条、第5条、第7条、第8条の2、第14条及び第15条の規定並びに第15条のうち勤勉手当の規定は、<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定</u>により採用された職員には適用しない。</p> <p>附 則（略）</p>	<p>職員（以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。）の給与の額、給与の減額及び休職者の給与については、職員及び田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年条例第17号）の適用となる職員との権衡を考慮して管理者が別に定める。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第20条 第5条、<u>第6条第2項</u>、第7条、第8条の2及び第16条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項</u>、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 第4条、第5条、<u>第6条第2項</u>、第7条、第8条の2、第14条及び第15条の2の規定並びに第15条のうち勤勉手当の規定は、<u>会計年度任用職員</u>には適用しない。</p> <p>附 則（略）</p>

議案第67号 田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

令和2年人事院勧告の趣旨に沿って期末手当の額の改定を行う国の特別職に準じ、本市議会議員の期末手当支給月数の改定に係る改正を行うもの

2 改正内容

国の特別職に準じ、期末手当の支給月数を0.05月引き下げる。

(3.30月分 → 3.25月分)

年度	手当区分	6月期	12月期	計
令和2年度	期末手当	1.65月(支給済み)	1.60月(現行1.65月)	3.25月
令和3年度以降	期末手当	1.625月	1.625月	3.25月

3 施行日

公布の日から施行する。ただし、令和3年度における期末手当の支給月数の改定は、令和3年4月1日から施行する。

4 新旧対照表 別紙(P21・P22)

○田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第23号）新旧対照表（第1条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第5条まで（略） （期末手当）</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員には、期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の160</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第7条及び第8条（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p>第1条から第5条まで（略） （期末手当）</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員には、期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第7条及び第8条（略）</p> <p>附 則（略）</p>

○田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第23号）新旧対照表（第2条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第1条から第5条まで（略） （期末手当）</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員には、期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第7条及び第8条（略）</p> <p>附則（略）</p>	<p>第1条から第5条まで（略） （期末手当）</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員には、期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の160</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第7条及び第8条（略）</p> <p>附則（略）</p>